

「『母が娘を18年“軟禁”義務教育受けさせず』を目にして」へのコメント

【 既に今日のマスコミ報道でご存知かと思いますが、「母が娘を18年“軟禁”義務教育受けさせず」を目にし（12/6）」をHPに記載しました。

今のこの時代に、係わり合った行政、専門機関関係者がこの程度の意識とは、寒気がします。

お時間のある時にでも覗いて、コメント等がありましたらお聞かせください。】との私の問いかけに、いくつかコメントをいただきましたので、参考までにお目通しください。

報道記事は、最後のPに（写）貼付していますので、参照ください。

なお、いただいたコメントは、今日の時点のもので、今後更にいただきましたら、追加掲載します。

2005. 12. 11. 阿部幸泰

①阿部さんのメールを通してこの報道を初めて知りました。

この母親は子どもに障害があるから軟禁していたのでしょうか？

もしそうならば子どもの障害を母親が受容していくことができるようなサポートを、行政はこの18年間行なっていくことができなかつたのでしょうか？

阿部さんがおっしゃるように「今のこの時代に」という思いがいっぱいで憤りを感じます。

この母親に大きな責任があるのは当然ですが、ほとんど何の手段も講じてこなかつた行政、専門機関関係者の責任は重大だと思います。

②HPみました。

18歳の女性の成長する権利を、専門機関、専門職、教育者といわれる人々が、何もせずに、侵されるままにしていた。

本人のことをどれだけ考えていたのか。

こんな専門家といわれる人々を、教育者といわれる人々を、社会（＝私たち）は認めるのでしょうか。

母親の「恥ずかしいので外に出せなかった」という意識を彼女に生み出させた社会（＝私たち）の差別性を、私たちは糾弾しなくてはならない。

辛く、悲しい出来事です。

私たちは、いったい何をしてきたのでしょうか。

でも、自分の出来る範囲で、これまでの仕事を続けると同時に、より積極的な動きをしなくてはならないでしょう。

③ HP を読ませて頂きました。

仕事相手にすぎなかったのかもしれませんが、その母子は…。

人と向き合うことって、なかなか難しいですね。

自分自身が自分の弱さや強さと向きあえてないと、相手と真正面から向き合えないですね。

「専門」の前に、人として成長できてる人がどのくらいいるのか…疑問だな…と思いました。

自分の身を置き換えて考えてみたり、相手の身になって考えてみることで気付くことって、たくさんたくさんあると思うんですけどね…。

そうならないのは、何のせいなのでしょう。哀しいことですね。

③への返信

「何のせい」と聞かれれば、簡単に云えば「生きてる」ことをそう考えてないということかな。

毎日みんな「生きてる」のは当然のこととと思い、「生きる」とはどういうことか、あまり意識していない。

また、明日不幸せになりたくて今日を生きてる人もいないはず。じゃあ、「幸せってどういうこと？」もあまり意識していない。

そのくせ、何かあると「私は不幸、生きてるのが嫌」という。日頃考えていないから、ちょっとしたことでも狼狽えてしまう。人間って、勝手な動物ですね。

つまり、あなたの云う「相手の身になって考えない」人は、自分が「生きること」、「幸せになること」を日頃意識して考えていないということになるかな。

だって、人は一人では生きられないし、幸せは人との関係（相互交渉）でこそ、自覚でくるものだけに、あなたの云う「人として成長できてる人」とは、必然的に相手のことを考えることの出来る人ですものね。

④新聞記事（6日の読売38面）を確認しました。

それから、この事件に関する阿部さんのサイトも拝見いたしました。

事実関係の詳細が定かではありませんが、読売の記事を見ますと「福岡市教委などは・・・事実上放置」とあり、どこの都道府県でも在り得ることだと思いました。

昨年10月にも東京都で、16歳の次女を母親が餓死させたという報道があり、この子の場合は、小学校高学年以降ほとんど登校させていなかったと毎日新聞の記事にありました。

昨年の事件報道（新聞記事）を受け昨年11月に、〇〇県学校教育課長名で「障害のある児童生徒に対する適切な就学指導の徹底について」という通知を市町村教委、盲・聾・養護学校、教育事務所に出しており、今回の事件についても、同様の通知を発出する予定です。

（通知の内容は、障害に関すること等を理由に、長期間学校に通っていない子供がいないか、改めて確認をお願いします・・・という内容になると思います。）

以上、コメントではなく、〇〇県教委の今回の事件に対する対応（予定）ということで、参考までにお知らせいたします。

④への返信

教委の立場で、今回の事件を切っ掛けにあれこれ対策検討、ご苦労さまです。

福岡も教委だけの問題でなく、やはり親を「恥ずかしいから」と障害のある我が子を外に出せなくしている社会の雰囲気、差別意識等が、まだまだ根底にある問題とも思います。

そうした社会を構成しているのは、我々自身なだけに、反省も必要と思います。

ただ、それだけにこうした親子に係わり合う専門職は、よほど肝を据えて係わり合って欲しいものと思います。

福岡も、教委の担当者、校長等が代わり、今の時代いくらでも方策があるだけに、その度に事務的に面会し処理していたことが、残念でなりません。

究極的には、制度、専門機関が充実しても、担当者は人であり、その人の意識如何で、如何様にもなってしまうということです。

例えば、〇〇県教委で文書を出して、福岡のようなケースがあったとしたら、どう知恵を出すつもりですか。

恐らく、現場は、対応方策を教委に尋ねてくると思います。

本当はそれでは困るのですよね。

それぞれの担当者が、障害ある子の生存権、生活権、教育権を守るために、どうプロとして行動すべきかを、自ら思考し行動する癖がついていないとね。

福岡の担当者は、そこがなかっただけに、上部機関の指示を仰ぎ、また、前任者のやっていたことの繰り返しだったようで、そこが残念です。

与えられた仕事をこなすこと（手段）と、教育関係のプロとしての自らの責務の目的を履き違えていたように思います。

福岡も、近所の方が福祉事務所に通報もしてるのに、「虐待でなさそう」と済ませたとか。福祉事務所も事務所。

みんなは、何のために、誰のために仕事しているのかという意識の問題です。

親とて、最良の支援者であると同時に、最悪の抑圧者になり得るのです。

そのことを子どもの立場に立つべきプロとして意識していれば、「母親が子に会わせないから」だけで、9年間もそのまま済ませていたのは、誰を見て、どこを向いて自らの専門職として仕事していたのかということです。

時に上司に睨まれ、同僚から煙たがられることがあるかも知れませんが、そこで自らの職責と自覚を抑制し妥協すると、真の仕事の喜びは得られないと思います。

仕事（行動）とは、究極的には相手（周り）の喜びのためにこそ、自らの喜びに繋がるものです。「事なきように」と指示やマニュアル通りでは、自らの生きる自らの喜び

(アイデンティティ)は得られないと思います。

ある地方のある事件として済ませるのでなく、自らの意識をこの機会にどう検証するかが、大事なことと思っています。

私が「プロとは対象を見捨てず、自らを検証する勇気ある人」というのは、こうした意味でもあります。

⑤私はこれまで、「プロとしてどうかかわるか」ということについてはあまり考えたことがありませんでした。

私は、学生として、ボランティアとしてかかっているつもりでした。

でも、昨日研究室のゼミの中で「ボランティア」としてというよりも、「プロの卵」としてどうかかわるかという話がありました。

相手とかかわり合う中で、学びながらもその人のよさをもっと引き出していくことなのかなあと、漠然と考えています。

正直なところ、今はよくわかんないです。これからわかるようになりたいです。

#### ⑤への返信

ゼミでどうした意味でこうした話になったのか解りませんが、ボランティアとプロは根本的に異なります。

ボランティアは、係わり合ってるその期間、その時間、その状況は大切に大事に考えなくてはなりませんが、あくまでボランティアするその人の主体性如何であり、いつその対象の方(子ども)との係わり合いを何かの事情(学生であれば卒業)で係わり合いを辞めることになっても何ら問題になりませんし、責任は問われることはありません。

しかし、その対象の方(子ども)に係わり合う職種としてのプロは、決してその職種としては対象の方(子ども)の問題を見捨ててはなりません。

例えば、福岡の事件ですが、教育を必要としているのは少女自身。

それを母親の「今日も体調が悪いから」の一言で、9年間も少女の義務教育を見捨てたことは、教育行政を生業(なりわい)とする職種として、その責務から逃れられるものではありません。

その責務を全うする職種として、市民の信託を受け給与を貰っているのです。

担当する人が交代してもしっかりとその問題に対応し続け、知恵、工夫をしないとイケません。

ここが、ボランティアとプロの大きな違いです。

どうも福岡の事件は、教育関係者があまりにも事務的に月1回家庭訪問していたという報道からの印象で、他分野のプロの協力も求めず、職種としての知恵、工夫がなかったということが想像されます。

(実際は、色々苦慮したとは思いますが、結果として憲法で保障する少女の教育権を保障できなかった。もし、相談された他機関が動かなかったのなら、それはあまりにも縦割り行政の弊害です。)

「教師が係わり合えない健康状態」と母親は云うのであれば、なぜ、保健所や児童相談所等の協力を仰ぎ、まず健康回復への手段を講じなかったかということです。訪問教育という方法もあったはず。

もし、それを形式的に通学できるようにという話でことを進めようと思っていたのであれば、あまりにも少女の存在、状況を考慮していませんよね。

まして憲法で保障されている義務教育が家族の壁で保障できないのなら、法曹分野にも相談すべきことと思います。

このように、障害や難病の子どもの教育の問題は、単に一つの分野(例えば、教育分野)だけでは対応できない側面が多いのです。

ですから、障害児問題に係わると、当然、当事者や家族の問題、また、色んな分野の方々と連携する上でも他分野のことにも関心が行き、色んなことを知りたくなります。

それ故、少しずつかじっているだけです。私のHPのタイトルのように「雑学」と表現せざるを得ないのです。

最後に、ゼミでの「プロの卵としてどうかかわるか」という話の件ですが、恐らく想像するに、あなたがボランティアとしてだけの立場だけでなく、プロとしてそのお子さんに係わると仮定したら、「そのお子さんの存在、生活、教育等々のもつ問題をどう考え、その中から、そのお子さんの先々の豊かな人生繋がるであろうと思うことを、あなたは何を

最も取り上げて係わり合おうとするかの視点を意識するように」ということでないでしょうか。

つまり、言い換えれば、学生の立場はまず横に置いて、そのお子さんたちの抱える問題であなたの「将来職業とする分野でなすべきことは何かを思慮、工夫、実践、検証するように」というアドバイスではないでしょうか。

大いに苦慮してください。その苦慮の過程でこそ、あなた自身が育つのですからね。

## 18歳娘を軟禁で40歳母親を傷害で逮捕—義務教育も受けさせず

福岡市で母親(40)に暴力をふるわれて家出し、博多署に保護された二女(18)が、生後ほとんど母親に外出を許されず、義務教育も受けていなかったことが6日分かった。二女には障害があり、母親は「外出させるのが恥ずかしかった」と話しているという。福岡市教育委員会は、義務教育期間中に1度も二女と面会できなかったことについて「慎重さがアダになった」と話している。



順調に進学していれば今ごろ高校3年の二女。異常事態が発覚したのは家出がきっかけだった。

博多署によると、二女は10月28日午後、勝手にテレビを見たとして母親に背中や腰を殴られ、家を出た。11月1日、福岡市博多区の公園近くの路上ではだしでいたところを歩行者が見つけた110番。同署に保護された。家出後、公園で寝泊まりしていたという。

「衰弱した様子ではなかった」(同署)ものの、単なる家出でも暴行事件でもないことはすぐに判明。二女が同署の事情聴取に対し「家から出るなど言われていた。学校へは1度も行ったことはなく、友達はいない」と話したからだ。

二女は3、4歳の時に病気にかかって発育不順となり、身長は小学校低学年程度の1メートル20。体重は20キロ台前半でやせている。話しぶりに関しては「健常者よりは若干落ちるかもしれないが、通常の会話であれば問題ない」(同署)といい、現在は検査入院中。

二女は5人家族だったが、父親は仕事の関係で留守がちで、姉と兄はすでに独立。二女軟禁について母親は「排泄(はいせつ)がうまくできないなど発育の遅れがあり、外出させるのが恥ずかしく、周囲への迷惑が気になった」などと説明。父親も「反省している」と話しているという。

博多署は母親を逮捕し、「ネグレクト」(養育放棄)の疑いもあるとみて捜査したが、食事や学習のためのドリルを与えていたことなどから、傷害容疑のみで立件。母親は先月、福岡簡裁で罰金10万円の略式命令を受けた。

二女は本来なら平成6年4月に小学校へ入学するはずだった。しかし、就学前の健康診断や入学説明会に出席せず、学校側は校長や教頭らが当時から自宅に足を運んだ。学級便りは1週間に2度届けたという。

だが、母親から「二女の具合が悪い」など面会を拒否され、会えずじまい。市教委の木村俊明指導第2部長は「何とかならなかったのか」という思いはあるが、当時としては取り得る最大の対応をした。家庭との関係を壊したくないとの思いから消極的になったことがアダになった」と話す。

一方、児童相談所などにあたる「市子ども総合相談センター」は、平成13年9月に市教委から情報を得たが「緊急性や危険性が低いとの判断から“待ち”の姿勢をとり」、民生委員などに定期的に状況を報告してもらって「見守り支援」の対象にもしなかった。藤林武史所長は「誰も二女に会っていないことを重視しなかった当時の判断は不十分だった」としている。

### ★立ち入り調査権あるはずなのに…行政側の不作為か！？

行政側が、自宅に軟禁されていた二女と直接面会する方法はなかったのか。福岡市子ども総合相談センターは、虐待などの情報を得て緊急性が高いと判断した場合について「児童福祉法上、立ち入り調査権を与えられている。しかし警察の捜査と違い、玄関の鍵を開けてもらえない状態では難しい」(子ども緊急支援担当)と及び腰だ。

これに対し、元最高検検事で白鷗大学法科大学院教授の土本武司氏(70)は、無理に室内に入れば不法侵入になるとの行政側の懸念について「自己弁護に過ぎない」とバツサリ。「保護に値しながら学校へ来ない人は本人に直接会って確かめる必要がある。(立ち入り検査は)適法な職務執行で不可欠だ」と指摘した。

### ★近所の住民さえも娘の存在知らず…

事件は、近所の住民にも衝撃を与えている。20代の女性は「娘さんがいることは知らなかったし、物音などを聞いたことない」と驚きの表情。「つらい思いをして産んだわが子をこんなふうにあうなんて、自分ならできない」と憤りをあらわにしていた。

#### ◆教育評論家の尾木直樹法政大教授

「最大の責任は行政にある。月1回の訪問だけなら子どもでもできることで、結果が問われる。教育委員会や学校は、自分たちで手に負えないことが分かれば、母親が何らかの困難を抱えていないか、精神科医や臨床心理士などの専門家に相談し、広範なプロジェクトを立ち上げ解決を図るべきだった」